慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	二〇〇一年行政事件訴訟法の草案と概説 (二・ 完)
Sub Title	Entwurf 2001 einer Verwaltungsprozeßordnung von Prof. Kimura (2)
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.2 (2001. 2) ,p.29- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010228-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二〇〇一年行政事件訴訟法の草案と概説（二・完）

木村弘之亮

目次

第一編　総則
第一条〔この法律の趣旨〕
第二条〔解釈規定〕

第二編　裁判所の構成
第一章　裁判所
第三条〔独立〕
第四条〔行政裁判権のある裁判所と審級〕
第五条〔専門部の設置と廃止〕
第六条〔地方裁判所に属する部の構成〕
第七条〔単独裁判官〕
第八条〔高等裁判所に属する部の構成〕
第九条〔司法共助及び行政共助〕
第二章　裁判官
第一〇条〔本務裁判官・終身任命〕
第一一条〔兼務裁判官〕
第一二条〔判事補・受託裁判官〕
第三章　市民裁判員
第一三条〔法的地位〕
第一四条〔要件〕
第一五条〔除斥事由〕
第一六条〔障害事由〕
第一七条〔拒否事由〕
第一八条〔解任〕
第一九条〔選任〕
第二〇条〔選任委員会〕
第二一条〔市民裁判員の員数〕
第二二条〔候補者名簿〕
第二三条〔選任手続〕
第二四条〔招集順序と予備名簿〕
第二五条〔補償手当〕
第二六条〔過料〕
第二七条〔高等裁判所での市民裁判員〕

第四章　行政事件の分配及び管轄
第二八条　〔事件の分配〕
第二九条　〔事件の分配についての裁判〕
第三〇条　〔行政事件の分配〕
第三一条　〔移送の効果、費用〕
第三二条　〔取消しの訴え・義務づけの訴え〕
第三三条　〔確認の訴え〕
第三四条　〔訴えの客観的併合〕
第三五条　〔行政庁の手続行為に対する権利救済〕
第三六条　〔地方裁判所の事物管轄〕
第三七条　〔高等裁判所の審級管轄〕
第三八条　〔内部行為統制手続に関する高等裁判所の管轄〕
第三九条　〔規範統制手続に関する高等裁判所の管轄〕
第四〇条　〔計画策定手続に関する高等裁判所の管轄〕
第四一条　〔最高裁判所の管轄―上訴〕
第四二条　〔始審かつ終審の最高裁判所の管轄〕
第四三条　〔結社禁止の訴えに関する手続の中断〕
第五章　土地管轄
第四四条　〔地方裁判所の土地管轄〕
第四五条　〔管轄裁判所の指定〕

第三編　手続

第一章　一般的手続規定
第四六条　〔裁判所職員の除斥及び忌避〕
第四七条　〔送達〕
第四八条　〔多数当事者手続における公示送達〕
第四九条　〔期間〕
第五〇条　〔権利救済の教示〕
第五一条　〔行政庁の教示義務〕
第五二条　〔期間徒過の原状回復〕
第五三条　〔当事者能力〕
第五四条　〔訴訟行為能力〕
第五五条　〔当事者〕
第五六条　〔訴えの主観的併合〕
第五七条　〔訴訟参加〕
第五八条　〔参加人の地位〕
第五九条　〔訴訟代理人及び補佐人〕
第六〇条　〔共同代理人〕
第二章　取消の訴え及び義務づけの訴えに関する特別規定
第六一条　〔不服申立前置手続〕
第六二条　〔不服申立前置手続の開始〕
第六三条　〔不服申立の形式と期間〕
第六四条　〔聴聞〕
第六五条　〔不服容認裁決〕
第六六条　〔不服審査裁決〕
第六七条　〔出訴期間〕
第六八条　〔不服審査裁決を要しない訴え―不行為の訴え〕
第六九条　〔不服申立手続の排他性〕
第七〇条　〔被告〕
第七一条　〔取消の訴えの対象〕
第七二条　〔執行停止の効力―即時執行命令〕
第七三条　〔二重効果を有する行政行為の場合の仮の権利保護〕

第七四条〔執行停止効果の消滅及び継続〕…（七四巻一号）
第三章　第一審裁判所における手続
第七五条〔訴えの提起〕
第七六条〔訴状の内容〕
第七七条〔管轄〕
第七八条〔略式判決〕
第七九条〔訴状の送達〕
第八〇条〔職権探知主義－証拠申出－準備書面〕
第八一条〔口頭弁論の準備〕
第八二条〔裁判長の裁判〕
第八三条〔時機に遅れた攻撃防御方法の排除〕
第八四条〔訴えの請求に対する拘束〕
第八五条〔反訴〕
第八六条〔訴訟係属〕
第八七条〔訴えの変更〕
第八八条〔訴えの取下げ〕
第八九条〔手続の併合又は分離、関連請求〕
第八〇条〔モデル手続〕
第九一条〔手続の中断〕
第九二条〔本人出頭〕
第九三条〔直接の証拠調べ〕
第九四条〔証拠収集の当事者開示〕
第九五条〔証拠調べ〕
第九六条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕
第九七条〔記録の閲覧〕
第九八条〔口頭弁論主義〕
第九九条〔呼出〕
第一〇〇条〔口頭弁論の進行〕
第一〇一条〔紛争事件の討議〕
第一〇二条〔口頭弁論調書〕
第一〇三条〔和解〕
第四章　判決及びその他の裁判
第一〇四条〔終結判決〕
第一〇五条〔自由心証主義〕
第一〇六条〔中間判決〕
第一〇七条〔事情判決〕
第一〇八条〔一部判決〕
第一〇九条〔原因判決〕
第一一〇条〔判決裁判所の構成〕
第一一一条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判決〕
第一一二条〔行政庁の裁量〕
第一一三条〔不服審査裁決の取消の訴え〕
第一一四条〔判決の告知と送達〕
第一一五条〔判決書の形式と内容〕
第一一六条〔判決の訂正〕
第一一七条〔事実の訂正を求める申立て〕
第一一八条〔判決の補充〕
第一一九条〔判決の実質的既判力〕
第一二〇条〔決定の準用規定〕
第五章　仮処分
第一二一条〔仮処分命令〕
第一二二条〔内閣総理大臣の異議〕

第四編　上訴及び再審

第一章　控訴

第一二三条〔控訴の受理－受理理由〕
第一二四条〔控訴の受理手続〕
第一二五条〔控訴手続－不受理抗告〕
第一二六条〔取下げ〕
第一二七条〔附帯控訴〕
第一二八条〔審理の範囲－新たな提出〕
第一二九条〔新らしい説明と証拠方法〕
第一三〇条〔申立てに対する拘束〕
第一三一条〔破棄差戻し〕
第一三二条〔決定による全会一致の裁判〕
第一三三条〔引用判決〕

第二章　上告

第一三四条〔上告の受理〕
第一三五条〔不受理抗告〕
第一三六条〔飛躍上告〕
第一三七条〔控訴禁止の場合の上告〕
第一三八条〔上告理由〕
第一三九条〔絶対的上告理由〕
第一四〇条〔期間－形式－理由書提出〕
第一四一条〔取下げ〕
第一四二条〔上告手続〕
第一四三条〔訴えの変更・訴訟参加の不許〕
第一四四条〔適合要件の審査〕
第一四五条〔上告についての裁判〕

第三章　抗告

第一四六条〔抗告の適法性、許可抗告〕
第一四七条〔抗告の提起〕
第一四八条〔地方裁判所による更正又は高等裁判所への移送〕
第一四九条〔執行停止の効力〕
第一五〇条〔決定による裁判〕
第一五一条〔異議の申立〕
第一五二条〔最高裁判所への抗告の禁止〕

第四章　再審

第一五三条〔再審〕

第五編　費用及び執行

第一章　費用

第一五四条〔費用負担義務の原則〕
第一五五条〔一部勝訴・取下げ、回復、移送、故意過失の場合の費用負担義務〕
第一五六条〔即時認諾の場合の費用負担義務〕
第一五七条〔費用の裁判に対する取消請求〕
第一五八条〔共同訴訟の場合の費用負担義務〕
第一五九条〔和解の場合の負担〕
第一六〇条〔費用裁判・解決・不作為の訴え〕
第一六一条〔償還を受けうる費用〕
第一六二条〔費用の確定〕
第一六三条〔費用確定の異議の申立〕
第一六四条〔訴訟上の救助〕

第二章　執行

第一六五条〔適用規定・管轄・仮の執行権〕
第一六六条〔債務名義〕
第一六七条〔公法上の権利主体のための執行〕
第一六八条〔公法上の権利主体に対する執行〕
第一六九条〔執行文〕
第一七〇条〔行政庁に対する罰金刑〕

第六編　経過規定

第一七一条〔民事訴訟法及び裁判所法の準用〕
第一七二条〔行政裁判所〕
第一七三条〔憲法裁判所〕
第一七四条〔最高裁判所規則への委任〕
第一七五条〔施行期日〕……（以上本号）

第三章　第一審裁判所における手続

第七五条〔訴えの提起〕

①　訴えは、書面により、裁判所に提起しなければならない。地方裁判所に対する訴えは、裁判所書記官の作成する調書によっても、提起することができる。

②　訴状及びすべての書面には、他の当事者のため謄本を添付するものとする。

第七六条〔訴状の内容〕

①　訴えには、原告及び被告並びに請求の趣旨を記載しなければならない。訴えは特定の申立てを掲げるものとする。理由付けに役立つ事実及び証拠方法を記載するものとし、また、係争の行政行為及び不服審査裁決はその原本又は謄本を添付するものとする。

②　訴えが、前項の要件を備えない場合には、裁判長又は裁判長によって指定された裁判官（受命裁判官）は、原告に対して、一定の期間内に、必要な補正をなすべきことを催告しなければならない。前項第一文に規定する要件の一が欠けているとき、裁判長又は受命裁判官は原告に対し補正の不変期間を定めることができる。原状回復について第五二条を準用する。

第七七条〔管轄〕

事物管轄及び土地管轄には、この法律に別段の定めがある場合を除いて、民事訴訟法第四条から第七条まで及び第一一条から第一三条までの規定を準用する。この法律の第二九条第二項及び第三項による決定は、不服を申し立てることができない。

第七八条〔略式判決〕

① 裁判所は、事件が事実上の観点でも法律上の観点でも特に難しくもなく、かつ事実関係が解明されているとき、口頭弁論を経ないで、略式判決で裁判することができる。当事者は、その前に聴聞を受けなければならない。判決に関する規定を準用する。

② 当事者は、略式判決の送達から一月以内に、次の事項をなすことができる。

一 当事者は、控訴の受理又は口頭弁論を申立てることができる。両方の権利救済が利用されるとき、口頭弁論が行われる。

二 上告が受理されているとき、当事者は上告を提起することができる。

三 上告が受理されていないとき、当事者は却下に係る抗告を提起するか、又は口頭弁論を申立てることができる。両方の権利救済が利用されるとき、口頭弁論がおこなわれる。

四 上訴が許されていないとき、当事者は口頭弁論を申立てることができる。

③ 略式判決は判決として効力を有する。口頭弁論が期間内に申立てられるとき、略式判決は、なされなかったものとみなされる。

④ 口頭弁論が申し立てられる場合において、裁判所が略式判決の理由を支持し、かつこのことを裁判の中で確認するとき、裁判所は、判決において、事実及び裁判の理由をさらに叙述することを省略することができる。

第七九条〔訴状の送達〕

裁判長は、被告に対して、訴状を送達する。送達と同時に、被告に、書面で意見を述べることを求めなければならない。第七五条第一項第二文の規定を準用する。その期間を定めることができる。

第八〇条〔職権探知主義―証拠申出―準備書面〕

① 裁判所は、職権により、事実関係を調査する。その際、当事者を招致しなければならない。裁判所は当事者の主張及び証拠の申出に拘束されない。裁判の基礎とするすべての証拠は、口頭弁論の終結に先立ち、当事者に開示するものとする。

② 口頭弁論においてなされた証拠の申出は、理由を付した裁判所の決定によってのみ、拒否することができる。

③ 裁判長は、当事者が、形式の不備を除去し、不明確な申立てを明確にし、適切な申立てをし、事実の不十分な記載を補正し、かつ、事実関係の確定及び認定にとって重要な説明すべてを記載するように、促さなければならない。

④ 当事者は、口頭弁論の準備のため書面を提出するものとする。裁判長は、期限を定めて準備書面の提出を求めることができる。準備書面は、職権で、当事者に回付しなければならない。

⑤ 準備書面には、引用した証書の原本又は謄本の全部又は抜粋を添付しなければならない。証書が相手方にすでに知られているとき、又は非常に大量であるときは、その証書を明細に表示し、裁判所で閲覧に供する旨の申出を付記すれば足りる。

第八一条〔口頭弁論の準備〕

① 裁判長又は受命裁判官（本条及び第八三条において、以下「裁判長等」という。）は、口頭弁論に先立ち、そ

の法的紛争をできる限り一回の口頭弁論で解決するために必要な一切の命令をしなければならない。裁判長等は、とくに次のことをすることができる。

一　裁判長等は、当事者を事実状態と紛争状態を討論するため、及びその法的紛争を示談するため召喚し、そして和解を調えることができる。

二　裁判官等は、当事者に対し、その者の準備書面の補正又は説明並びに証書の提出及び裁判所で作成した調書により、その他の適切な目的物の提出を義務づけることができる。とくに、特定の解明に必要な点を説明するため期日を指定することができる。

三　裁判長等は、情報の提供を求めることができる。

四　裁判長等は、証書の提出を命ずることができる。

五　裁判長等は、当事者の本人出頭を命ずることができる。第九二条の規定を準用する。

六　裁判長等は、口頭弁論のために証人及び鑑定人を召喚することができる。

七　裁判長等は、行政庁に対し、三月の期間以内において、手続上の瑕疵及び形式上の瑕疵を治癒する機会を与えることができる。ただし、このことが、裁判長等の自由な心証によりその法的紛争の解決を遅らせる場合を除く。

②　当事者はそれぞれの命令について通知をうけなければならない。

③　裁判長等は個々の証拠を収集することができる。このことは、次の範囲に限り、なされうる。裁判所における弁論を簡素化するために、裁判所が証拠調べの経過について直接的な印象がなくても証拠調べの結果を事実に即して評価できることが、有益でかつ最初から承認されなければならない範囲に限る。

第八二条　〔裁判長の裁判〕

① 裁判長は、準備手続において裁判をするとき、次に掲げる事項について、裁判をする。

一　手続の停止及び休止について。

二　訴えの取下げの場合には、当該主張された請求の放棄又は当該請求の認諾について。

三　本案における法的紛争が解決した場合。

四　訴額について。

五　費用について。

② 当事者の承諾を得て、裁判長は部に代わるその他の場所でも裁判をすることができる。

③ 受命裁判官が任命される場合、この者は裁判長に代わって裁判をする。

第八三条〔時機に遅れた攻撃防御方法の排除〕

① 原告が行政手続において事実を斟酌され又はされないことによって不服を感じているとき、裁判長等は、その事実を陳述するため、期日を原告に指定することができる。第一文による期日指定は、第七六条第二項第二文による期日指定と一緒にすることもできる。

② 裁判長等は、当事者に対し、期日を指定して、特定の出来事について、次のことをするよう求めることができる。

一　事実を記載し又は証拠方法を表示すること。

二　当事者が提出の義務を負っている範囲において、証書又はその他の動産を提出すること。

③ 裁判所は、次に掲げる要件をすべて具備する場合には、第一項及び前項の規定により指定された期間の経過後にはじめて提出された証拠方法及び説明を却下し、それ以上の調査をすることなく裁判することができる。

一　期間経過後にはじめて証拠方法を提出し及び説明をすることの許可が、裁判所の自由な心証によれば、

当該法的紛争の解決を遅らせるであろうこと。

二　当事者が当該提出につき時機に遅れたことを十分に弁明しないこと。

三　当事者が期間の懈怠の効果について教示をうけていたこと。

その弁明の理由は、裁判所の求めにより、疎明されなければならない。当事者の協力を得なくても事実関係を調査することが、わずかな費用で可能であるときには、第一文の規定を適用しない。

第八四条〔訴えの請求に対する拘束〕

裁判所は、請求の趣旨を越えてはならないが、申立ての文言には拘束されない。

第八五条〔反訴〕

①　反対請求が本訴で主張された請求又はこれに対して提出された防御の方法と関連するときは、本訴の裁判所に反訴を提起することができる。第四四条第一号の場合において反対請求の訴えについて他の裁判所が管轄権を有するときは、この限りで適用しない。

②　取消の訴え及び義務づけの訴えについては、反訴は排除される。

第八六条〔訴訟係属〕

訴えの提起により、紛争事件は裁判所に係属する。

第八七条〔訴えの変更〕

①　訴えの変更は、他の当事者が同意するとき、又は裁判所がその変更を有用と認めるときは、適法とする。

②　被告が訴えの変更に異議を述べることなく、書面により又は口頭弁論において、当該変更された訴えに応訴したときは、被告は、訴えの変更に同意したものとみなす。

③　訴えの変更がない旨の裁判又は訴えの変更を許すべき旨の裁判に対しては、独立して不服を申し立てるこ

とができない。

第八八条〔訴えの取下げ〕

① 原告は、判決の確定に至るまで、その者の訴えを取り下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被告の同意を必要とする。

② 原告が裁判所の催告にかかわらず、その手続を三月以上進めないとき、訴えは取り下げられたものとみなす。前項第二文を準用する。原告は、その催告のなかで、第一文及び第一五五条第二項から生ずる効果について摘示をうけなければならない。裁判所は、その訴えが取り下げられたものとみなされる旨を、決定で確認する。

③ 訴えが取り下げられたとき、又は取り下げられたものとみなされるとき、裁判所はその手続を決定で中止し、そして、この法律による取下げから生ずる効果を言い渡す。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八九条〔手続の併合又は分離、関連請求〕

① 裁判所は、決定で、同種の目的物に関する同裁判所に係属する数個の手続を、共通の弁論及び裁判をなすため併合し、かつ、再び分離することができる。裁判所は、一の手続で提起された数個の請求を分離して、各別の手続で弁論及び裁判をすることを命ずることができる。

② 行政事件に係わる取消の訴と民事事件若しくは行政事件に係る訴訟とが各別の裁判所又は各別の専門部に係属する場合において、相当と認めるときは、前者の行政事件に係る取消の訴えの係属する裁判所の部は、申立てにより又は職権で、その民事事件又は行政事件に係る訴訟を当該部に移送することができる。

第九〇条〔モデル手続〕

① 一の行政庁による措置（一般処分、計画策定手続及び規範統制手続における法規定、行政行為の執行力等を含

む。）の合法性が二〇以上の手続の目的物である場合、裁判所はあらかじめ一又は数個の適当な手続を実施し（モデル手続）、そしてその残りの手続を中断する。当事者はその前に聴聞を受けなければならない。決定に対して、不服を申し立てることができない。

② 当該実施された手続が確定判決により裁判をされたとき、裁判所は、当事者を尋問した後、当該中断されていた手続について決定で裁判をすることができる。ただし、それらの事件が、確定判決により裁判されたモデル手続にくらべて、事実上の観点でも法律上の観点でも重要な特殊性もなく、かつその事実関係が解明されていることで、見解が一致している場合に限る。裁判所はひとつのモデル手続において取り調べた証拠を採用することができる。裁判所は、その裁量により、再度の証人尋問又は同一の又は別の鑑定人によるあらたな鑑定を命ずることができる。すでにモデル手続においてその事実について証拠が収集されていたとき、裁判所は、その事実に関する証拠申出を、拒むことができる。ただし、その証拠申出の許可が、裁判所の自由心証によれば、あらたな、裁判に重要な事実の立証に寄与せず、そして当該法的紛争の解決が引き延ばされるであろう場合に限る。当該拒否は第一文による裁判のなかで行うことができる。当事者は、第一文による決定に対して、上訴する権利を有する。ただし、その上訴は、裁判所が判決によって裁判したであろう場合には、適法とする。当事者はこれについて上訴の教示を受けなければならない。

第九一条〔手続の中断〕

法的紛争の裁判がその全部又は一部につき、他の係属中の法的紛争の目的物をなす法律関係の存否にかかっているか又は行政庁によって確認されなければならない法律関係の存否にかかっているときは、裁判所は、他の法的紛争が解決するまで、又は行政庁の裁断があるまで、審理を中断すべきことを命ずることができる。申立てにより、裁判所は、手続上の瑕疵及び形式上の瑕疵を治癒するため、審理を中断することができる。ただし、この

ことが手続の集中にとり有用である範囲に限る。

第九二条〔本人出頭〕

① 裁判所は、当事者の本人出頭を命ずることができる。不出頭の場合には、尋問期日に出頭しない証人に対すると同一の過料に処すべきことを戒告することができる。責めに帰すべき事由によって出頭しない場合には、裁判所は、決定で、戒告した過料に処する。過料の戒告及び確定は、繰り返してすることができる。

② 当事者が、法人又は人格のない社団等である場合には、過料は、法律又は定款により代表権を有する者に戒告し、かつ、その者に対し確定しなければならない。

③ 裁判所は、当事者である公法上の法人又は行政庁に対し、書面により代理権の授権をうけ、かつ、当該事実状態及び法律状態に十分に教示をうけている公務員又は職員を、口頭弁論に派遣すべきことを命ずることができる。

第九三条〔直接の証拠調べ〕

① 裁判所は、口頭弁論において証拠を収集する。裁判所は、とくに、検証をおこない、証人及び鑑定人及び当事者を尋問し、かつ、証書を取り寄せることができる。

② 裁判所は、適当な場合には、口頭弁論前においても、その構成員の一人に受命裁判官として証拠を収集させ、又は個々の立証問題を明示して、他の裁判所に証拠調べを委嘱することができる。

第九四条〔証拠収集の当事者開示〕

当事者は、すべての証拠調べ期日の通知を受け、証拠調べに立ち会うことができる。当事者は、証人及び鑑定人に対し、有用な問いを発することができる。発問に異議があるときは、裁判所が裁判をする。

第九五条〔証拠調べ〕

この法律に別段の規定がある場合を除いて、証拠調べには、民事訴訟法第一七九条から第二四二条までの規定を準用する。

第九六条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕

① 行政庁は、証書、記録その他の文書を提出し、又は情報を提供する義務を負う。

一　事件と関連のある文書を保有する行政庁は、申立により、裁判所にその文書を提出し、その法的紛争の経緯を報告する義務を負うものとする。

二　これらの証書、記録その他の文書及び情報の内容を知らせることが、国又はその地方公共団体の福祉を害するであろう場合、又は、法律により若しくはその性質上その出来事を秘密保持しなければならない場合には、所轄の最上級監督庁は、決定で、証書、記録その他の文書の提出及び情報の提供を拒否することができる。

② 本案の裁判所は、当事者の申立てにより、証書、記録その他の文書の提出及び情報の拒否のための法定要件が具備しているとの主張が疎明されたかどうかについて、決定で、裁判をする。前項第二号の規定による説明を陳述した最上級監督庁は、この手続に呼び出されなければならない。

③ 第一項第二号及び前項に規定する決定に対しては、独立して、抗告により、不服を申し立てることができる。高等裁判所が始審としてその事件を取り扱った場合には、抗告について、最高裁判所が裁判をする。

第九七条〔記録の閲覧〕

① 当事者は、裁判記録及び裁判所に提出された文書を閲覧することができる。

② 裁判所は、その内容が実質的な秘密に該当すると認める部分以外の文書を、当事者に開示しなければならない。

③ 当事者は、自己の費用で、書記課で、正本、抄本及び謄本の交付を求めることができる。裁判記録が原本

に代用するため縮小してマイクロフィルムに撮影されている場合には、民事訴訟規則第一四四条および第一四九条の規定を準用する。裁判長の裁量により、記録又は文書は代理権を有する弁護士に対し、その者の自宅又は事務所に持ち帰るために交付することができる。

④　判決、決定及び処分の草案、その準備のための書類並びに評決に関する書類は、提出をしないし、また謄本をもって通知しない。

第九八条〔口頭弁論主義〕

①　裁判所は、別段の定めがない限り、口頭弁論に基づいて裁判をする。

②　当事者の用意を得て、裁判所は、口頭弁論を経ないで裁判をすることができる。

③　判決以外の裁判所の裁判は、別段の定めがない限り、口頭弁論を経ないですることができる。

第九九条〔呼出〕

①　口頭弁論の期日が指定されたときはただちに、二週間以上の呼出期間をもって、最高裁判所にあっては四週間以上の呼出期間をもって、当事者を呼び出さなければならない。切迫している場合には、裁判長は、この期間を短縮することができる。

②　呼出しに際しては、当事者が出頭しない場合には在廷しないままに審理が行われ、かつ、裁判がなされることがある旨を摘記されなければならない。

③　行政裁判権のある部は、適切な解決のため必要があるときは、裁判所の所在地以外においても、法廷を開くことができる。

第一〇〇条〔口頭弁論の進行〕

①　裁判長は、口頭弁論を開始し、かつ、指揮する。

② 事件の呼び上げ後、裁判長又は受命裁判官は、記録の重要な内容を朗読する。

③ これに対し、当事者は、申立てをし、かつ、これを理由づけるために申述する。

第一〇一条〔紛争事件の討議〕

① 裁判長は、当事者とともに、紛争事件を事実の事項及び法律の事項を討議しなければならない。

② 裁判長は、その求めにより、裁判所の各構成員に対し、発問することを許さなければならない。発問に異議があるときは、裁判所が裁判をする。

③ 紛争事件が討議された後、裁判長は、口頭弁論の終結を宣言する。裁判所は、その再開を決定することができる。

第一〇二条〔口頭弁論調書〕

調書には、民事訴訟法第一六〇条の規定を準用する。

第一〇三条〔和解〕

当事者は、和解の目的物（その基礎となる事実認定を含む。）を処分することができる範囲に限り、当該法的紛争をその全部又は一部について解決するため、裁判所又は受託裁判官若しくは受命裁判官の作成する調書により、和解を調えることができる。当事者が、裁判所、裁判長又は受命裁判官により決定の形式でなされた和解を、書面により、その裁判所に対し受諾することによっても、裁判上の和解をなすことができる。

第四章　判決及びその他の裁判

第一〇四条〔終結判決〕

訴えについては、別段の定めがない限り、判決により裁判をする。

第一〇五条〔自由心証主義〕

① 裁判所は、手続の結果全体から得た自由な心証に従って裁判をする。判決には、裁判官の心証の根拠となった理由を記載しなければならない。

② 判決は、当事者が意見を述べることができた事実及び証拠調べの結果のみをその基礎としなければならない。第九六条第一項第二号又は第九七条第二項の規定により開示されない事実は、裁判の基礎とされてはならない（第八〇条第一項第四文）。

第一〇六条〔中間判決〕

① 裁判所は、相当と認めるときは、中間判決で、あらかじめ裁判をすることができる。

② 訴えの適法性について、中間判決で、あらかじめ裁判をすることができる。

第一〇七条〔事情判決〕

① 取消の訴えについては、係争の行政行為が違法であるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、その行政行為を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合においては、当該判決の主文において、その行政行為（手続行為を含む。）が違法であることを宣言しなければならない。

② 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもって、その行政行為が違法であることを宣言することができる。

③ 終局判決に事実及び理由を記載するとき、又は終局略式判決に主文等を記載するとき、前項の判決を引用することができる。

第一〇八条〔一部判決〕

訴訟物の一部のみが裁判をするのに熟しているときは、裁判所は、一部判決をすることができる。

第一〇九条〔原因判決〕

給付の訴えにおいて、請求の原因及び数額が争われているときは、裁判所は、中間判決で、その原因について、あらかじめ裁判をすることができる。裁判所は、その請求に理由があると宣言したときは、数額につき審理をなすべき旨を命ずることができる。

第一一〇条〔判決裁判所の構成〕

判決は、その判決の基礎をなす審理に関与した裁判官及び市民裁判員に限り、することができる。

第一一一条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判決〕

① 行政行為が違法であり、かつ、これにより原告がその権利を侵害されている限り、裁判所は、行政行為及び場合によっては不服審査裁決を取り消す。行政行為がすでに執行されている場合には、裁判所は、申立てにより、行政庁がその執行を撤回しなければならないこと、及びその方法を、あわせ言い渡すことができる。この言渡しは、行政庁がこれをすることができ、かつ、この問題が裁判をするのに熟しているときに限り、することができる。その行政行為がすでに撤回又はその他の方法により解決されている場合において、原告がその違法の確認につき正当な利益を有するとき、裁判所は、申立てにより、判決で、その行政行為が違法であった旨を言い渡す。

② 金額を確定し又はこれと関連のある確認に係わっている行政行為の変更を原告が請求するとき、裁判所はその金額を別の金額に確定し又はその確認を別な確認に置き換えることができる。確定又は確認されるべき金額の計算が、過大でなくはない費用を必要とするときには、裁判所は、不当に斟酌され又は斟酌されていなかった

事実上の又は法律上の事情を陳述することによって、その行政行為の変更を、次のように決めることができる。行政庁がその裁判に基づいてその金額を算定できる。行政庁はそのあらたな算定の結果を当事者に遅滞なく略式により通知する。その裁判の確定後は、当該変更された内容の行政行為があらたに告知されなければならない。

③　裁判所がさらに事実の解明を必要だと認める場合において、当該さらに相応な調査がその態様又は程度の点で重要であり、かつ、行政行為及び不服審査裁決の取消が当事者の事実上の利害を斟酌しても有用である範囲において、裁判所は、本案についてみずから裁判をすることなく、行政行為及び不服審査裁決を取消すことができる。申立てにより、裁判所は、その新しい行政行為のなされるまでの間、仮の措置命令を行うことができる。裁判所は、とくに担保を立てなければならず、又はその全部若しくは一部について担保を残しておかなければならず、そしてその担当提供がさしあたっては返還の保証をする必要のないことを、決めることができる。その決定はいつでも変更又は取消すことができる。第一文による裁判は、行政庁の文書が裁判所に到達したのち六月以内に限ってなすことができる。

④　行政行為の取消しのほかに給付を請求することができるとき、同じ手続において、給付すべしとの判決もまたすることができる。

⑤　行政行為の拒否又は不作為が違法であり、かつ、それにより原告がその権利を侵害されている場合において、その事件が判決をするのに熟しているとき、裁判所は行政庁に対し、申立てに係る職務行為に着手すべしとの義務を言い渡す。その事件が義務づけの裁判をするのに熟していないときは、裁判所は、裁判所の法律見解を尊重して原告に決定をなすべき義務を言い渡す。

第一一二条　〔行政庁の裁量〕

①　行政庁がその裁量により行為をする権限を有する場合において、裁判所は、その裁量が法律上の限界を踰

越し、又は授権の目的に適合しない態様で裁量がなされたため、行政行為又は行政庁の拒否若しくはその不作為が、違法であるかどうかについても、審査をする。

② 行政庁は、前項の審査の場合において、その行為の基礎とされた、行政手続法第五条第一項に規定する審査基準又は同法第一二条第一項に規定する処分基準を裁判所に提出し、その合理性と合目的性を説明するものとする。

③ 行政庁は、係争の行政行為に関する裁量上の考慮事由を行政裁判手続においてさらに補充することができる。この場合には、第一〇七条第二項の規定を準用する。

第一一三条〔不服審査裁決の取消の訴え〕

第七一条第一項第二号及び第二項の規定により、不服審査裁決が取消の訴えの対象である場合には、第一一一条及び第一一二条の規定を準用する。

第一一四条〔判決の告知と送達〕

① 判決は、口頭弁論が行われたときは、原則として、口頭弁論の終結した日に告知をし、特別の場合にはただちに指定する期日に告知をする。この期日は、二週間を越えて定めないものとする。判決は、当事者に送達しなければならない。

② 判決の送達をもって、告知に代えることができる。この場合には、判決は、口頭弁論から二週間以内に書記課に交付しなければならない。

③ 裁判所が口頭弁論を経ないで裁判をする場合には、告知に代え、当事者への送達による。

第一一五条〔判決書の形式と内容〕

① 判決は、書面に作成し、その裁判に関与した裁判官が署名しなければならない。裁判官が署名をするに支

障があるときには、裁判長が、裁判長に支障があるときは勤続年数の最も長い陪席裁判官が、支障の理由を付して、その旨を判決に付記する。市民裁判員の署名は必要としない。

②　判決には、次の事項を記載する。

一　当事者、その法定代理人及び代理人の氏名、職業、住所及びその手続における地位についての表示

二　主文

三　事実

四　理由

五　上訴の教示

六　裁判所及び裁判に関与した構成員についての表示

③　事実の欄においては、事実状態及び紛争状態を、提出された申立てに主眼を置いて、その本質的内容に従い、簡潔に叙述しなければならない。詳細について、書面、調書及びその他の資料を、これらから事実状態及び紛争状態が十分に明かとなる範囲において、示すものとする。

④　告知の際まだ完全に文書に作成されていなかった判決は、告知の日から起算して二週間の経過前に、完全に作成して、書記課に交付しなければならない。例外としてこれができないときは、事実、裁判の理由及び上訴の教示を省略して、裁判官の署名した判決を、この二週間以内に、書記課に交付しなければならない。事実、裁判の理由及び上訴の教示は、後にただちに作成し、裁判官別に署名して、書記課に交付しなければならない。

⑤　裁判所が当該行政行為又は不服審査裁決の附記理由を支持し、かつ、この旨をその裁判のなかで確認する限りにおいて、裁判所は判決の理由中でさらに叙述することを省くことができる。

⑥　裁判所書記官は、送達の日及び第一一四条第一項第一文の場合には告知の日を判決に付記し、かつ、その

付記に署名しなければならない。

第一一六条〔判決の訂正〕

① 裁判所は、判決中の誤記、計算違い及びこれに類する明白な誤りを、いつでも訂正しなければならない。

② 訂正については、あらかじめ口頭弁論を経ないで、裁判をすることができる。訂正決定は、判決及び正本に付記する。

第一一七条〔事実の訂正を求める申立て〕

① 判決の事実に、その他の誤り又は不明があるときは、判決の送達から二週間以内にその訂正を申し立てることができる。

② 裁判所は、証拠調べをしないで、決定で、裁判をする。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。判決に関与した裁判官だけが、その裁判に関与する。裁判官に支障がある場合において、可否同数のときは、裁判長の意見により決する。訂正判決は、判決及び正本に付記する。

第一一八条〔判決の補充〕

① 事実について、当事者がした申立て又は費用の負担が、裁判の際その全部又は一部について脱漏していたときは、申立てに基づいて、後日の裁判で、当該判決を補充しなければならない。

② 判決の送達から二週間以内に、その裁判を申し立てなければならない。

③ 口頭弁論は、法的紛争のうち解決しない部分のみをその対象とする。

第一一九条〔判決の実質的既判力〕

既判力の生じた判決は、訴訟物について裁判された範囲において、次の者を拘束する。

一　当事者及びその承継人

二　第五七条第一項の場合には、参加人及びその承継人

三　第五七条第三項の場合には、参加の申立てをしなかった者又は期間内にしなかった者

第一二〇条〔決定の準用規定〕

①　第八四条、第一〇五条第一項第一文、第一一六条、第一一七条及び第一一八条の規定は、決定に準用する。

②　決定に対して上訴により不服を申立てることができるとき、又は決定が法的救済を裁判するとき、決定は、理由を付さなければならない。執行の停止（第七二条、第七三条）についての決定、及び仮処分命令（第一二〇条）についての決定並びに本案における法的紛争の解決後の決定（第一六〇条第二項）は、常に理由を付さなければならない。上訴について裁判する決定は、裁判所が係争の裁判の理由からその上訴を理由なしとして棄却する場合には、それ以上の理由を必要としない。

第五章　仮処分

第一二一条〔仮処分命令〕

①　現状の変更により、申立人の権利の実現が不能となり、又は著しく不服の生じるおそれがあるときは、裁判所は、申立てにより、訴えの提起前においても、訴訟物に関連して仮処分命令を発することができる。仮処分命令は、争われている法律関係に関連して仮の地位を措置命令するためにも、適法である。ただし、この措置命令が、ことに継続的法律関係について、著しい不利益を予防し若しくは急迫な権限の行使を防ぐため、又はその他の理由に基づき必要と認められる場合に限る。

② 仮処分命令を発するには、本案の裁判所が管轄する。本案の裁判所は、第一審の裁判所とし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。第七二条第八項の規定を準用しなければならない。

③ 仮処分命令を発するに、民事保全法第二三条から第二五条まで、第五二条から第五六条まで及び第五八条から第六五条までの規定を準用する。

④ 裁判所は、決定で裁判をする。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、第七二条及び第七三条の場合に、適用しない。

第一二二条〔内閣総理大臣の異議〕

① 第七二条第五項又は第一二〇条第一項の申立てがあった場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定又は仮処分命令があった後においても、同様とする。

② 前項の異議の場合には、理由を付さなければならない。

③ 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、執行停止処分の禁止又は仮処分命令の禁止をしなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

④ 第一項の異議があったときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。仮執行命令についても、同様とする。

⑤ 第一項第二文の異議は、執行停止の決定又は仮処分の命令をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

⑥ 内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次に開催される国会の本会議においてこれを報告しなければならない。

第四編　上訴及び再審

第一章　控訴

第一二三条〔控訴の受理―受理理由〕

①　第一〇八条の規定による一部判決を含む終局判決に対して、並びに第一〇六条及び第一〇九条の規定による中間判決及び第一〇七条の規定による事情判決に対しては、当事者は、高等裁判所により受理されるとき、控訴することができる。

②　控訴は、次のいずれかの場合に限り、受理しなければならない。

一　判決の正当性について重大な疑いがあるとき。

二　法律問題がとくに事実上の又は法律上の観点で難しいとき。

三　法律問題が基本的な意義をもつとき。

四　判決が、高等裁判所又は最高裁判所の判例と相反して判断し、かつこの判断を拠りどころとしているとき。

五　控訴裁判所の判断の基礎とされた手続上の瑕疵が主張され、かつその裁判の拠りどころとしうる手続上の瑕疵があるとき。

第一二四条〔控訴の受理手続〕

①　控訴の受理は、判決の送達から一月以内に、申立てられなければならない。申立ては、地方裁判所に提起しなければならない。申立ては係争の判決を表記しなければならない。申立てには、控訴を受理しなければなら

ない理由が、申述されなければならない。申立ての提起は、判決の確定を妨げる。

② 高等裁判所は、決定で、申立てについて裁判をする。高等裁判所は、その申立てを認容するとき、又は全会一致でその申立てを却下するとき、理由の附記を省略することができる。申立ての却下と同時に、その判決は確定する。高等裁判所が控訴を受理するとき、その申立て手続は控訴手続として続行する。控訴の提起は必要でない。

③ 控訴は、その控訴の受理のあるとき、その決定の送達から一月以内に、理由書を提出しなければならない。その控訴理由書は、高等裁判所に提出しなければならない。裁判長は、理由書提出期間を、その経過前に提起された申立てに基づいて、延長することができる。控訴理由書は、特定の申立てを掲げなければならず、詳細に申述されるべき控訴理由を含まなければならない。これらの要件の一が欠けるとき、その控訴は不適法となる。

第一二五条 〔控訴手続—不受理—抗告〕

① 控訴審の手続には、この章に別段の定めのある場合を除いて、第三編の規定を準用する。

② 控訴は、不適法であるとき、却下されなければならない。その裁判は決定でおこなうことができる。当事者は、その前に聴聞を受けなければならない。その決定に対して、当事者は、もし裁判所が判決で裁判をしたとすれば適法とされたであろう上訴をすることができる。当事者はこの上訴の教示を受けなければならない。

第一二六条 〔取下げ〕

① 控訴は、その判決の確定までの間、取り下げることができる。口頭弁論において申立てがなされた後の取下げは、被告の同意を必要とする。

② 控訴人が裁判所の催告にもかかわらずその手続を三月以上進めないとき、控訴は取り下げられたものとみなされる。前項第二文の規定を準用する。控訴人は、その催告のなかで、第一文及び第一五五条第二項から生じ

る効果について摘示を受けなければならない。裁判所は、決定で、その控訴が取り下げられたものとみなす旨を、確認する。

③　提起された上訴は、控訴の取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。裁判所は、決定で、費用負担につき裁判をする。

第一二七条　〔附帯控訴〕

被控訴人及びその他の当事者は、口頭弁論の進行中においても、すでに控訴を放棄しているときも、附帯控訴をすることができる。附帯控訴が控訴期間の経過後にはじめて提起された場合、又は当事者がその控訴を放棄した場合においては、控訴が取り下げられたとき、又は控訴が不適法として却下されたときに、附帯控訴はその効力を失う。

第一二八条　〔審理の範囲―新たな提出〕

高等裁判所は、控訴の申立ての範囲内において、地方裁判所と同じ範囲にわたり、紛争事件を審理する。高等裁判所は、新たに提出された事実及び証拠方法をも斟酌する。

第一二九条　〔新らしい説明と証拠方法〕

①　新しい説明及び証拠方法が、第一審においてそのために指定された期間に反して提出されなかった場合において、その新たな説明及び証拠方法が許可されるのは、裁判所の自由な心証によりその許可が法的紛争の解決を遅延させないであろうとき、又は当事者がその提出の遅れを十分に弁明するときに限る。弁明理由は、裁判所の求めにより、疎明されなければならない。当事者が第一審において期間の懈怠の効果について第八三条第三項第三号の規定による教示をうけなかったとき、又は、当事者の協力がなくても事実関係を調査することが、わずかな費用でできるとき、第一文を適用する。

② 地方裁判所が正当に却下した説明及び証拠方法は、控訴手続きにおいても排除される。

第一三〇条〔申立てに対する拘束〕

地方裁判所の判決は、変更が申し立てられた範囲に限り、変更することができる。

第一三一条〔破棄差戻し〕

① 高等裁判所の判決は、次に掲げるいずれかの場合には、判決で、係争の裁判を破棄して、その事件を地方裁判所に差し戻すことができる。

一 地方裁判所が、本案についてみずからまだ裁判をしなかったとき。

二 手続に重大な瑕疵があるとき。

三 裁判にとって重要な、新たな事実又は証拠方法が知られるに至ったとき。

② 地方裁判所は、控訴裁判の法律判断に拘束される。

第一三二条〔決定による全会一致の裁判〕

高等裁判所は、控訴を全会一致で理由ありと認め又は全会一致で理由なしと認め、かつ、口頭弁論を必要なしと認めるときは、その控訴を決定で裁判をすることができる。

第一二五条第二項第三文から第五文までの規定を準用する。

第一三三条〔引用判決〕

高等裁判所は、地方裁判所の事実の確定をすべての範囲について支持するとき、その控訴についての判決のなかで、係争の裁判中の事実を引用することができる。高等裁判所は、係争の裁判の理由に基づいてその控訴を理由なしとして棄却するとき、裁判の理由をさらに叙述することを省略することができる。

第二章　上告

第一三四条〔上告の受理〕

①　高等裁判所の判決（第四一条第一号）及び第三九条第五項第一文の規定による決定に対して、当事者は、最高裁判所に上告を提起することができる。ただし、第一三五条の場合を除くほか、その高等裁判所が上告を受理したとき、又は却下に対する抗告に基づいて、最高裁判所がその上告を受理したときに限る。

②　上告は、次に掲げるいずれかの場合に限り、受理しなければならない。

一　判決に憲法の解釈の誤りがあり、その他憲法の違反があるとき。

二　法律問題が基本的な意義をもつとき。

三　判決が最高裁判所の判例と相反する判断をし、かつこの判断を拠りどころとしているとき。

四　手続上の瑕疵が主張され、かつその裁判が拠りどころとしうる手続上の瑕疵が存在するとき。

③　最高裁判所はその受理に拘束される。

④　高等裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明かな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。

第一三五条〔不受理抗告〕

①　上告の却下に対しては、抗告によって、不服を申し立てることができる。

②　抗告は、その判決につき上告を提起すべき裁判所に、完全な判決の送達から一月以内に提起しなければならない。抗告理由は、その判決に対し上告を提起すべき裁判所に、提出しなければならない。その抗告理由には、その法律問題の基本的な意義が陳

③　抗告は、完全な判決の送達から二月以内に理由書を提出しなければならない。抗告は、係争の判決を表示しなければならない。

述され、又は当該判決に相反する判例若しくは手続上の瑕疵を表示しなければならない。

④　抗告の提起は判決の確定を妨げる。

⑤　抗告が容認されないとき、理由が上告を受理する要件の解明に寄与するに適している場合を除いて、理由を省略できる。最高裁判所が抗告を退けると同時に、その判決は確定する。

⑥　第一三四条第二項第四号の要件が備わるとき、最高裁判所は決定で係争の判決を破棄し、そして下級審でさらに弁論及び裁判をさせるためその法的紛争を差し戻すことができる。

第一三六条　〔飛躍上告〕

①　原告と被告が書面により飛躍上告に同意するとき、及び地方裁判所が判決で、又は申立てにより決定で、飛躍上告を受理するとき、当事者は、地方裁判所の判決に対して（第四一条第二号）、控訴審を回避して、最高裁判所に上告をすることができる。申立ては、完全な判決の送達から一月以内に書面により提起されなければならない。同意書は、申立書に、又は上告が判決で受理されたときは、上告状に添付しなければならない。

②　第一三四条第二項第一号又は第二号の要件が満たされるときに限り、上告は受理されなければならない。最高裁判所はその受理に拘束される。受理の却下に対しては、不服を申し立てることができない。

③　地方裁判所が上告の受理を求める申立てを決定で却下するとき、この裁判の送達と同時に、控訴期間又は控訴の却下に対する抗告のための期間の進行が始まる。ただし、その申立てが法定の期間と形式により提起され、かつ、同意書が添付された場合に限る。地方裁判所が上告を決定で受理する場合、上告期間の進行は、この裁判の送達と同時に進行する。

④　上告は、手続上の瑕疵を拠りどころにすることはできない。

⑤　上告の提起及び同意は、地方裁判所が、その上告を受理したとき、控訴の放棄とみなされる。

第一三七条〔控訴禁止の場合の上告〕

法律により控訴が禁じられている場合に、当事者は、地方裁判所の判決に対して（第四一条第二号）、最高裁判所に上告をすることができる。上告は、地方裁判所が上告を受理したとき、又は却下に対する抗告に基づき最高裁判所が上告を受理したときに限り、提起することができる。受理には、第一三四条及び第一三五条の規定を準用する。

第一三八条〔上告理由〕

① 上告は、係争の判決が憲法又は次の法律若しくは条例の違反に基づくことを理由とするときに限り、提起することができる。

一　法律

二　行政手続法の規定に相当する、地方公共団体の行政手続条例の規定

三　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に相当する、地方公共団体の情報公開条例の規定

② 最高裁判所は、係争の判決においてなされた事実の確定に拘束される。ただし、この認定に関し、適法かつ理由のある上告理由書が提出されたときは、この限りでない。

③ 上告が手続の瑕疵をその理由とし、かつ、同時に第一三四条第二項第一号から第三号までの要件の一が具備されない場合には、主張に係る手続上の瑕疵についてのみ裁判をしなければならない。その他の場合には、最高裁判所は、主張された上告理由に拘束されない。

第一三九条〔絶対的上告理由〕

判決は、次の場合には、常に法律の違反に基づくものとみなされなければならない。

一　法律に従って判決裁判所を構成しなかったとき。

二　法律により裁判官の職務の従事を除斥された裁判官、又は裁判の公正を妨げるべき事情があるため、忌避の申立てが認められた裁判官が、裁判に関与したとき。

三　法律上の聴聞が、一の当事者に拒まれたとき。

四　法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに授権を欠いていたとき。ただし、その当事者が明示に又は黙示に訴訟追行に同意した場合（民事訴訟法第三四条第二項）を除く。

五　判決が、手続の公開に関する規定に違反した、口頭弁論に基づいてなされたとき。

六　裁判が理由に付せず、又は理由に食い違いがあるとき。

七　専属管轄に関する規定に違反したとき。

第一四〇条〔期間―形式―理由書提出〕

①　上告は、第一三六条第三項第三文の規定による上告の受理に関する完全な判決又は決定の送達から一月以内に、書面により、係争の判決をした裁判所に、提起しなければならない。上告がその期間内に最高裁判所に提起されるときも、上告期間は遵守されるものとする。上告には、係争の判決を表示することを要する。

②　上告の却下に対する抗告が容認される場合、又は最高裁判所が上告を受理する場合、最高裁判所が第一三五条第六項の規定による係争の判決を破棄するときを除いて、その抗告手続は上告手続として続行される。抗告人による上告の提起は必要でない。その決定で、その旨を摘記しなければならない。

③　上告は、第一三六条第三項第三文の規定による上告の受理に関する完全な判決又は決定の送達から二月以内に、理由を付さなければならない。第二項の場合には、上告理由の提出期間は、上告の受理に関する決定の送達から一月とする。上告理由書は最高裁判所に提出しなければならない。裁判長は、上告理由書の提出期間を、その期間の経過前に提起された申立てにより、延長することができる。その上告理由は、特定の申立てを掲げな

ければならず、当該侵害された法規範及び、手続上の瑕疵が責問されている範囲において、その瑕疵を生じさせた事実を記載しなければならない。

第一四一条〔取下げ〕

① 上告は判決の確定に至るまで、取り下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被上告人の同意を必要とする。

② 提起された上訴は、上告の取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。裁判所は、決定により、費用の負担につき裁判をする。

第一四二条〔上告手続〕

上告には、この章に別段の定めがある場合を除いて、控訴に関する規定を準用する。ただし、第八二条、第一三二条及び第一三三条の規定を適用しない。

第一四三条〔訴えの変更・訴訟参加の不許〕

① 訴えの変更及び参加は、上告の手続においては、許されない。第五七条第二項の規定による参加は、その限りでない。

② 第五七条第二項の規定による上告手続における参加人は、参加決定の送達から二月以内に限って、手続上の瑕疵を責問することができる。裁判長は、当該期間を、その期間の経過前に提起された申立てにより、延長することができる。

第一四四条〔適合要件の審査〕

最高裁判所は、上告が許されているかどうか、及び上告が法定の方式により法定の期間内に提起され、かつ上告理由書が提出されているかどうかを審査する。これらの要件の一を欠くときは、上告は不適法とする。

第一四五条〔上告についての裁判〕

① 上告が不適法であるときは、最高裁判所は、決定でこれを却下する。

② 上告が理由のないときは、最高裁判所は、上告を棄却する。

③ 上告が理由のあるときは、最高裁判所は、

一　本案についてみずから裁判をすることができる。

二　係争の判決を破棄し、かつ、下級審でさらに弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すことができる。

第一四三条第一項第二文の規定による上告手続における参加人が法的紛争の差戻しにつき正当な利益を有するとき、最高裁判所はその法的紛争を差し戻す。

④ 裁判の理由が現行法に違反するが、その裁判自体が他の理由により正当であると認められるときは、上告は棄却しなければならない。

⑤ 最高裁判所は、第四一条第二号及び第一三六条の規定による飛躍上告の場合において、さらに別の審級の弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すときは、その裁量により、控訴につき管轄権を有したであろう高等裁判所にもその事件を差し戻すことができる。この場合には、高等裁判所における手続には、もし法的紛争が手続法に基づいて控訴が提起され高等裁判所に係争した場合と同じ原則を適用する。

⑥ さらに弁論及び裁判をさせるためその事件を差し戻された裁判所は、上告裁判所の法律判断を自己の裁判の基礎としなければならない。

⑦ 最高裁判所が手続上の瑕疵についての責問を強固なものと認めない限り、上告についての裁判は理由付記を必要としない。第一三九条の規定による責問及び上告によって専ら手続上の瑕疵が主張されるときは、上告の

受理に対する責問についてはその限りでない。

第三章　抗告

第一四六条〔抗告の適法性、許可抗告〕

①　判決又は略式判決以外の、地方裁判所の裁判及び地方裁判所の裁判長又は受命裁判官の裁判に対しては、当事者及びその他その裁判の結果により影響を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、高等裁判所に抗告することができる。

②　訴訟指揮に関する処置、釈明命令、弁論又は期日指定に関する決定、証拠決定、証拠申出の拒否に関する決定、手続及び請求の併合分離に関する決定並びに裁判所職員の忌避に関する決定に対しては、抗告により、不服を申し立てることができない。

③　そのほか、上告の却下に対する法律に定める抗告を除くほか、費用、手数料及び立替金に関する争訟について、抗告の目的物の価格が二五万円以下である場合は、抗告は認められない。

④　執行の停止（第七二条、第七三条）に関する地方裁判所の決定及び仮処分命令（第一二一条）に関する決定に対し、並びに訴訟費用扶助の手続における決定に対しては、高等裁判所が第一二三条第二項を準用してその抗告を許可したときに限り、当事者は抗告をすることができる。

⑤　抗告の許可を求める申立ては、その裁判を知るに至った日から二週間以内に、地方裁判所に提起しなければならない。その申立ては、係争の決定を表示しなければならない。申立てには、抗告を許可する根拠となる理由を申述しなければならない。

⑥　地方裁判所が遅滞なく移送する申立てについて、高等裁判所は決定で裁判をする。第一二四条第二項第二

文及び第四文を準用しなければならない。第一四八条第一項は適用しない。

第一四七条〔抗告の提起〕

① 抗告は、裁判を知るに至った日から二週間以内に、係争の裁判をした裁判所に、書面により、又は裁判所書記官の作成する調書により、提起しなければならない。第五九条第一項第二号の規定は、影響を受けない。

② 抗告期間は、その抗告が期間内に高等裁判所に提起されるときにも、遵守されたものとする。

第一四八条〔地方裁判所による更正又は高等裁判所への移送〕

① 係争の裁判をした地方裁判所又は裁判長若しくは受命裁判官は、その抗告に理由があると認めるときは、その抗告を更正しなければならない。それ以外の場合には、抗告を、遅滞なく高等裁判所に移送しなければならない。

② 地方裁判所は、当事者に対して、高等裁判所に抗告を移送したことを通知しなければならない。

第一四九条〔執行停止の効力〕

抗告は、行政秩序の手段及び強制手段の確定をその対象とするときに限り、執行停止の効力を有する。係争の裁判をした裁判所又は裁判長若しくは受命裁判官は、その他の場合においても、係争の裁判の執行を一時停止しなければならない旨を決めることができる。

第一五〇条〔決定による裁判〕

高等裁判所は、抗告について、決定で、裁判をする。

第一五一条〔異議の申立〕

受託裁判官若しくは受命裁判官又は裁判所書記官の裁判に対しては、知るに至った日から二週間以内に、その裁判所の裁判を申し立てることができる。申立ては、書面により、又は裁判所書記官の作成する調書により、提

起しなければならない。第一四七条から第一四九条までの規定を準用する。

第一五二条〔最高裁判所への抗告の禁止〕

① 高等裁判所の裁判は、第九六条第二項及び第一三五条第一項の場合を除くほか、最高裁判所への抗告により、不服を申し立てることはできない。

② 最高裁判所における手続においては、受託裁判官若しくは受命裁判官又は裁判所書記官の裁判につき、第一五一条の規定を準用する。

第四章　再審

第一五三条〔再審〕

① 確定判決により終結した手続は、民事訴訟法第四編の規定に従って、再審することができる。

② 確定判決により終結した手続の再審は、無効の訴え及び原状回復の訴えによりこれをすることができる。

③ 双方の訴えが同一の当事者または異なる当事者とより提起されたときは、原状回復の訴えに関する弁論及び裁判は、無効の訴えに関する裁判が確定するまでの間、これを中断しなければならない。

④ 次に掲げる事由がすべて備わっている場合には、確定した終局判決に対し、第三者は再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、第三者が第五七条の規定による参加によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一　その終局判決により権利が害されること。

二　その第三者の責に帰することができない理由により訴訟に参加することができなかったこと。

三　そのため、判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができないこと。

第五編　費用及び執行

第一章　費用

第一五四条〔費用負担義務の原則〕

① 敗訴の当事者が、費用を負担する。

② 成果のなかった上訴の費用は、上訴を提起した者の負担に帰する。

③ 参加人が申立て又は上訴を提起した場合に限り、参加人に費用を負担させることができる。

④ 成果のあった再審手続の費用は、国庫に分担させることができる。ただし、その費用が当事者の故意又は過失によって生じたときは、この限りでない。

第一五五条〔一部勝訴・取下げ、回復、移送、故意過失の場合の費用負担義務〕

① 当事者が一部勝訴し、一部敗訴したときは、費用を相殺するか、又は按分しなければならない。費用が相殺されたときは、裁判費用は、各自が折半して負担する。他方の当事者の敗訴が小部分にすぎないときは、一方の当事者に費用の全部を負担させることができる。

② 申立て、訴え、上訴又はその他の法的救済を取り下げた者は、費用を負担しなければならない。

③ 期間徒過の原状回復の申立てによって生じた費用は、申立人が負担する。

④ 当事者の故意又は過失によって生じた費用は、その当事者に負担させることができる。

第一五六条〔即時認諾の場合の費用負担義務〕

被告が、その者の態度により訴えの提起を誘発したのではない場合において、被告がただちに請求を認諾する

ときは、訴訟費用は、原告の負担に帰する。

第一五七条〔費用の裁判に対する取消請求〕

①　費用に関する裁判に対する不服の申立ては、本案の裁判に対して上訴を提起しないときは、許されない。

②　本案の裁判がなされなかったとき、費用に関する裁判に対しては、不服の申立をすることができない。

第一五八条〔共同訴訟の場合の費用負担義務〕

費用を負担する義務を負う側が複数の者からなるときは、民事訴訟法第六五条の規定を準用する。争われている法律関係が、費用を負担する義務を負う側に対して合一にのみ裁判することができるとき、費用は、連帯債務者としてその複数の者に負担させることができる。

第一五九条〔和解の場合の負担〕

①　当事者が法的紛争を裁判所において和解をした場合において、当事者が和解の費用又は裁判費用の負担について特別の定めをしなかったときは、裁判費用は、各自が折半して負担する。裁判外の費用は、当事者が各自負担する。

②　和解の場合の費用額の確定手続については、民事訴訟法第七二条を準用する。

第一六〇条〔費用裁判・解決・不作為の訴え〕

①　裁判所は、判決において、又は手続がその他の方法により完結したときは決定で、費用について裁判をしなければならない。

②　法的紛争が本案につき解決されたときは、裁判所は、第一一一条第一項第四文の場合を除くほか、決定で、費用について、衡平な裁量により、裁判をする。従前の事実状態及び紛争状態を斟酌しなければならない。この

場合に、民事訴訟法第六二条から第七〇条までの規定を準用する。

③　第六八条の場合において、原告が訴えの提起前に被告の決定を期待できたときは、費用は常に被告の負担に帰する。

第一六一条〔償還を受けうる費用〕

①　費用とは、前置手続の費用を除いて、裁判費用（手数料及び立替金）及び目的に適う権利の伸張又は防御に必要な当事者の支出をいう。

②　弁護士又は法律補佐人の手数料及び立替金は、租税事件の場合には税理士の手数料及び立替金も、常に償還を受けることができる。ただし、国等は、却下の裁判の場合を除き、手数料及び立替金の償還を受けることができない。

③　参加人の負担した裁判外の費用は、裁判所が衡平の見地から敗訴の当事者又は国庫にその費用を分担させたときに限り、償還を受けることができる。

第一六二条〔費用の確定〕

①　第一審裁判所の裁判所書記官は、申立てにより、償還すべき費用の額を確定する。

②　費用の確定手続には、民事訴訟法第七一条から第七四条までの規定を準用する。

第一六三条〔費用確定の異議の申立〕

当事者は、償還すべき費用の額の確定に対して、不服を申立てることができる。第一五一条の規定を準用する。

第一六四条〔訴訟上の救助〕

訴訟上の救助に関する民事訴訟法第八二条から第八六条までの規定を準用する。

第二章　執行

第一六五条〔適用規定・管轄・仮の執行権〕

①　この法律に別段の定めがない限り、執行については、民事執行法（昭和五四年三月三〇日法律第四号）の規定を準用する。執行裁判所は、第一審の裁判所とする。

②　取消の訴え及び義務づけの訴えに対する判決は、費用についてのみ、仮執行の宣言を付すことができる。

第一六六条〔債務名義〕

①　執行は、次に掲げるものに基づいてする。

一　確定裁判及び仮執行の宣言を付した裁判

二　仮処分命令

三　裁判上の和解

四　費用確定決定

五　仲裁裁判所の執行の宣言を付した仲裁。ただし、執行力に関する裁判が、確定し、又は仮執行の宣言を付されたときに限る。

②　執行のため、当事者に対して、その者の申立てにより、事実及び裁判の理由を省略した判決の正本を交付することができる。この正本の送達は、完全な判決の送達と同一の効力を有する。

第一六七条〔公法上の権利主体のための執行〕

①　公租公課権者としての国、都道府県、市町村連合、市町村その他の公法上の法人のために執行をすべきとき、執行には、法律に別段の定めがない限り、国税徴収の例にならって行う。民事執行法の規定を準用する。民事執行法に規定する執行行政庁は、第一審裁判所の裁判長とする。裁判長は、その執行を遂行するため、他の執

行行政庁又は裁判所執行官に委託することができる。執行には第七二条を準用する。

② 作為、受忍及び不作為を強制する執行は、行政共助の方法により、都道府県の機関によってなされるとき、条例の規定に従って実施されなければならない。

第一六八条 〔公法上の権利主体に対する執行〕

① 国、都道府県、市町村連合、市町村その他の公法上の法人に対し執行されるべきとき、強制執行には民事執行法の規定を準用する。第一六七条の規定は、影響しない。執行裁判所は、第一審裁判所とする。

② 前項の場合に、金銭債権を理由に執行をすべき場合には、債権者の申立てにより、執行裁判所がその執行を処分する。執行裁判所は、行うべき執行処分を定め、これを実施するため、所轄機関に委託する。委託を受けた機関は、自己に適用される執行規定により、この委託を追行する義務を負う。

③ 裁判所は、執行処分をする前に、行政庁に対し又は国若しくは地方公共団体その他の公法上の法人に対して執行すべき場合には、その法定代理人に対し、裁判所の定める期間内に執行を免れる措置をなすべき旨の督促とともに、当該行おうとする執行について通知をしなければならない。期間は一月を越えてはならない。

④ 執行は、公の任務の履行のために欠くことができない物件、又はその譲渡が公の利益に反する物件に対しては、許されない。異議について、裁判所は、所轄監督庁を尋問して、国若しくは地方公共団体の最上級行政庁の場合には所轄大臣を尋問して裁判をする。

⑤ 公法上の金融機関には、第一項から第四項までの規定を適用しない。

⑥ 仮処分命令の執行が問題である場合には、執行の予告及び猶予期間の遵守を必要としない。

第一六九条 〔執行文〕

第一六七条、第一六八条第一項から第三項までの場合においては、執行文を必要としない。

第一七〇条〔行政庁に対する罰金刑〕

第一一一条第一項第二文及び第五項並びに第一二一条の場合において、行政庁が、判決又は仮処分命令により課せられた義務を履行しないときは、第一審の裁判所は、申立てにより、決定で、その行政庁に対して、期間を定めて百万円以下の罰金刑を科すことを戒告し、効果が無く期間を経過した後は、これを確定し、かつ、職権で執行することができる。罰金刑を、繰り返し戒告し、確定し、かつ、執行することができる。

第六編　経過規定

第一七一条〔民事訴訟法及び裁判所法の準用〕

この法律が手続に関する規定を定め、かつ、民事訴訟手続と行政訴訟手続の性質が基本的に相違するため準用を禁じる場合を除いて、裁判所法、民事訴訟法、民事執行法、民事訴訟費用等に関する法律及び民事保全法並びに民事訴訟規則の規定を準用しなければならない。

第一七二条〔行政裁判所〕

① 行政裁判権のある裁判所は、別に法律で行政裁判所及び高等行政裁判所がその全部又は一部につき設立されるまでの間、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所に属する専門部をもってこれに代えるものとする。

② 第三章（市民裁判員）の規定は、この法律の施行後五年を経過した日から適用する。

第一七三条〔憲法裁判所〕

① 公法上の争訟のうち憲法上の争訟（この法律で「憲法事件」という。）を裁判する権限は、別に法律で憲法裁判所がその全部又は一部につき設立されるまでの間、高等裁判所及び最高裁判所に属する専門部をもってこれ

に代えるものとする。

② 高等裁判所に属する専門部は、その憲法裁判権のある範囲において、選挙人たる資格、その他の資格で提起する申立てにより、特に次に掲げる行為の効力について、裁判をする。

一　公職選挙法第二〇三条、第二〇四条、第二〇七条、第二〇八条に規定する選挙の効力

二　最高裁判所裁判官国民審査法第三六条に規定する審査の効力

③ 憲法事件についての裁判は、当分の間、裁判例と学説の発展にゆだねるものとする。

第一七四条〔最高裁判所規則への委任〕

この法律に定めるもののほか、この法律の施行の際現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱っている事件の処理に際し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第一七五条〔施行期日〕

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

【後記】 慶應義塾学事振興資金研究補助より、頂戴した平成一二年度研究助成は、本研究に大変有益であった。記して、深謝する。

二三頁　六行	訴えの請求	請求
二五頁三九条	法規定	法規命令
二五頁三九条	行政規定	行政命令
三三頁　五行	訴訟行為能力	訴訟能力
三四頁　五行	手続がなお確定裁判をもって終結せず、又は上級審に	その手続がなお
三七頁　一行	被代理人が、書面により、又は裁判所裁判官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に意思表示すると同時に、代理権は消滅する。代理人はすべての被代理人に対してのみその意思表示を行うことができる。被代理人がそのような意思表示を行う場合においては、別の代理人の指名が同時に届け出られるときに限り、その代理権は消滅する。	本人が、書面により、又は裁判所書記官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に通知する。代理人はすべての本人に関してのみその通知を行うことができる。本人がその通知をする場合おいては、別の代理人の任命を通知するものとする。
法学研究七四巻二号　三三頁一〇行	地方裁判所に対する訴えは、裁判所書記官の作成する調書によっても、提起することができる。	地方裁判所に対する訴えは、口頭で又はその他の方法によりすることができる。この場合においては、裁判所書記官は調書を作成し、記名押印しなけらばならない。
三三頁一二行	謄本	副本

三三頁一四行	原告及び被告	原告・被告及びその法定代理人
三三頁一七行	又は裁判長によって指定された裁判官（受命裁判官）	（削除）
三三頁一九頁	又は受命裁判官	（削除）
三五頁　四行	職権探知主義	積極的釈明権
三五頁　五行	招致し	立ち合わせ
三五頁　五行	当事者の主張及び	当事者の主張しない事実を斟酌でき、
三六頁　三行	示談	私的に解決
三七頁　三行	訴えの取下げの場合には、当該主張された請求の放棄又は当該請求の認諾について	和解又は訴えの取下げについて。
三九頁　三行	申立て	応訴
四八頁一五行	告知	言い渡し
四八頁一七行	告知	言い渡し